

審查基準整理票

処分名	産業廃棄物処理施設の設置の許可		
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	(条項) 第 15 条第 1 項	
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (昭和 52 年総理府厚生省令第 1 号)	(条項) 第 15 条の 2 第 1 項 第 15 条の 2 第 2 項 第 12 条 第 12 条の 2 第 12 条の 2 の 2 第 12 条の 2 の 3 第 2 条第 1 項	
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課		
標準処理期間 (他機関等への照会等の期間を除く。)	2 8 日 (焼却施設・最終処分場を除く) 1 1 1 日 (焼却施設・最終処分場に限り)	法定処理期間	
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載			

次の各号のいずれにも適合していること。

- その産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場を除く。)の設置に関する計画が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第 12 条、12 条の 2 に定める技術上の基準に適合していること。
- その産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場に限り。)の設置に関する計画が、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条第 1 項に定める技術上の基準に適合していること。
- その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画および維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全および規則第 12 条の 2 の 2 で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画および維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置および維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則第 12 条の 2 の 3 に定める基準に適合すること。

- (5) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

参考

【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 15 条第 1 項

産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

【基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 15 条の 2 第 1 項

都道府県知事は、前条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第 12 条

法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。次条第 1 項において同じ。）の規定による産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第 12 条の 6 及び第 12 条の 7 において同じ。）の全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

二 削除

三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

第 12 条の 2

法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 令第 7 条第 1 号に掲げる施設の技術上の基準は、施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。

3 令第 7 条第 2 号に掲げる施設（天日乾燥施設を除く。）の技術上の基準は、施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていることとする。

4 令第 7 条第 2 号に掲げる施設（天日乾燥施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。

二 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。

5 令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 12 号及び第 13 号の 2 に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の技術上の基準は、第 4 条第 1 項第 7 号（同号ロ(1)及び(2)）並びにヌからカまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

イ 燃焼ガスの温度が摂氏 800 度（令第 7 条第 12 号に掲げる施設にあつては、1100 度）以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。

ロ 燃焼ガスが、摂氏 800 度（令第 7 条第 12 号に掲げる施設にあつては、1100 度）以上の温度を保ちつつ、2 秒以上滞留できるものであること。

二 令第 7 条第 5 号に掲げる施設及び同条第 12 号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けら

れ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

6 令第7条第3号、第5号、第8号及び第13号の2に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 ガス化改質方式の焼却施設の技術上の基準は、第4条第1項第8号イ（同号イの規定においてその例によるものとされた同項第7号ヌからカまでを除く。）の規定の例によることとする。

二 電気炉等を用いた焼却施設の技術上の基準は、第4条第1項第8号ロ（同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第7号ヌからカまでを除く。）の規定の例によることとする。

7 令第7条第4号に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。

二 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

8 令第7条第6号に掲げる施設の技術上の基準は、第2項の規定の例によるほか、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていることとする。

9 令第7条第7号及び第8号の2に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

二 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固形化することをいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、次によること。

イ 定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。

ロ 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。

ハ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。

(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。

(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場

合は、この限りでない。

- (3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。

ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

- (1) 常時換気することができる構造であること。
- (2) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。

ホ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（トに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

- (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

ヘ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

- (1) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。
- (2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合には、この限りでない。

ト 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、ニの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

- (1) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (2) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けら

れていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。

(3) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(4) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

10 令第7条第9号に掲げる施設の技術上の基準は、第2項の規定の例によるほか、汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていることとする。

11 令第7条第10号に掲げる施設の技術上の基準は、第2項及び第3項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。

イ ばい焼温度がおおむね摂氏 600 度以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。

ロ ばい焼温度を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な加熱装置が設けられていること。

二 ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。

12 令第7条第11号に掲げる施設の技術上の基準は、第2項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 高温熱分解方式の施設にあつては、第3項の規定の例によるほか、次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。

イ 分解室の出口における炉温がおおむね摂氏九百度以上の状態でシアン化合物を分解することができるものであること。

ロ 分解室の出口における炉温を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

ハ 分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。

二 酸化分解方式の施設にあつては、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。

13 令第7条第11号の2に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を熔融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の熔融中に廃棄物を投入することができない熔融施設にあつては、この限りでない。

二 次の要件を備えた熔融炉が設けられていること。

イ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を摂氏 1500 度以上の状態で熔融することができるものであること。

ロ イの温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

ハ 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。

三 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。

四 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。

五 溶融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「溶融処理生成物」という。）の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

六 溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。

イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。

ロ 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破碎設備と一体となつた集じん器が設けられている場合は、この限りでない。

ハ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。

14 令第7条第12号の2に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルの分解施設（以下「ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設」という。）を除く。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

二 処理しようとする廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及びこれらの処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。

三 脱塩素化分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等を混合する
かくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことが
できる温度制御装置が設けられていること。

(2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けら
れていること。

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等の供給量を調
節する設備が設けられていること。

四 水熱酸化解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 高温及び高压に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反
応器を有すること。

(2) 反応器内を水熱酸化解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つこと
ができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。

(3) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装
置が設けられていること。

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び酸化剤等の供給量を
調節するための設備が設けられていること。

ハ 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられているこ
と。

五 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 外気と遮断された状態で、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理
物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

(2) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解に必要な温度、
圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正
に保つことができるものであること。

(3) 外気と遮断されたものであること。

(4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。

(5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

(6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量
を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガ
スを除去することができるものであること。

(2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

六 光分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。

(2) 光化学反応の進行に必要な照射量を保つことができる紫外線ランプが設けられていること。

(3) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。

ハ 次の要件を備えた反応終了後の混合物の処理設備（生物分解設備及び脱塩素化分解設備に限る。）が設けられていること。ただし、反応終了後の混合物をポリ塩化ビフェニル処理物として処理する場合は、この限りでない。

(1) 当該混合物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びにこれらの混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。

(2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 当該処理設備が生物分解設備の場合にあつては、当該処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。

七 プラズマ分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 外気と遮断された状態で、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

- (2) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解に必要な滞留時間を適正に保つことができるものであること。
- (3) プラズマの発生に必要なガスの供給量を適正に保つことができるものであること。
- (4) 外気と遮断されたものであること。
- (5) プラズマの発生に必要なガスの供給装置及び電力の供給装置が設けられていること。
- (6) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。
- (7) プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (8) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

- (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。
- (2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

15 令第7条第12号の2に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

二 処理しようとするポリ塩化ビフェニル汚染物及び当該処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。

三 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

- (1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物及び酸化剤等の供給量を調節することができるものであること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- (1) 高温及び高压に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。
- (2) 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。
- (3) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ハ 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。

四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 供給設備は、ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。
- (3) 外気と遮断されたものであること。
- (4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。
- (5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

- (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。
- (2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

五 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

- (1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。
- (2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力、反応器の回転数及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。
- (3) 外気と遮断されたものであること。
- (4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ハ 反応器から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができる除去設備が設けられていること。

ニ 事故時における反応器からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

六 熔融分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

- (1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕し、又は容器等へ充てんすることができるものであること。
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の熔融及びポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。
- (3) 外気と遮断されたものであること。
- (4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

- (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。
- (2) 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (3) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するた

めの装置が設けられていること。

ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

16 令第7条第13号に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 事故時における受入設備、洗浄設備又は分離設備及び洗浄剤又はポリ塩化ビフェニルの回収設備からの廃油、廃酸又は廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸又は廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

二 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴って生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。

三 分離方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた分離設備が設けられていること。

(1) 分離設備内をポリ塩化ビフェニルの分離に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。

(2) 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ロ 次の要件を備えた回収設備が設けられていること。

(1) 回収設備内を分離されたポリ塩化ビフェニルの回収に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる温度制御装置が設けられていること。

(2) 回収設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。

ハ ポリ塩化ビフェニルの分離及び回収の後に生じた産業廃棄物を、飛散及び流出を防ぎながら排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備が設けられていること。

第12条の2の2

法第15条の2第1項第2号（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める周辺の施設は、第4条の2に規定する施設とする。

第12条の2の3

法第15条の2第1項第3号（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）

の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 二 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

第2条第1項

法第15条の2第1項第1号の規定による産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準は、前条第1項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 入口の見やすい箇所に、様式第2により産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第14号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場（以下「遮断型最終処分場」という。）のうち、令第6条の5第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分の用に供されるものにあつては有害な特別管理産業廃棄物の最終処分場、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分の用に供されないものにあつては有害な産業廃棄物の最終処分場）であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。
- 二 遮断型最終処分場にあつては、前条第1項第6号の規定の例によるほか、次の要件を備えていること。
 - イ 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。
 - ロ 埋立地には、産業廃棄物の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた外周仕切設備が設けられていること。
 - (1) 日本工業規格A1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が1平方ミリメートルにつき25ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。
 - (2) 前条第1項第4号イに掲げる要件を備えていること。
 - (3) 埋め立てた産業廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。
 - (4) 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。
 - (5) 目視等により損壊の有無を点検できる構造であること。
 - ハ 面積が50平方メートルを超え、又は埋立容量が250立方メートルを超える埋立地は、ロ(1)から(4)までに掲げる要件を備えた内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね

50 平方メートルを超え、又は一区画の埋立容量がおおむね 250 立方メートルを超えないように区画すること。

三 令第 7 条第 14 号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場（以下「安定型最終処分場」という。）にあつては、前条第 1 項第 4 号の規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

イ 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲い（次項第 2 号トの規定により閉鎖された埋立地については、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備）が設けられていること。

ロ 擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合においては、埋立地の内部の雨水等を排出することができる設備が設けられていること。

ハ 埋め立てられた産業廃棄物への安定型産業廃棄物（令第 6 条第 1 項第 3 号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）以外の廃棄物の付着又は混入の有無を確認するための水質検査に用いる浸透水（安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。以下同じ。）を埋立地から採取することができる設備（以下「採取設備」という。）が設けられていること。

四 令第 7 条第 14 号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）にあつては、前条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までの規定の例によること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 14 条第 5 項第 2 号

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第 7 条第 5 項第 4 号イからトまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者